

平成31年度高齢者の生きがい健康づくり活動支援・普及事業助成金

<団体活動支援助成>

募 集 要 領

1. 目 的

本助成金は、高齢者の生きがい健康づくりに資する様々な活動の発展・拡充を支援することを目的に交付するものである。

2. 助成対象団体

当該地域において1年以上の活動実績を有し、都道府県明るい長寿社会づくり推進機構の推薦を受けることができる高齢者活動グループ。

3. 助成対象事業

高齢者の生きがい健康づくりに資する事業であり、次のテーマに該当するもの。特に、活動内容が、活動グループ内の生きがい健康づくりに限定されることなく、社会的なニーズに応えようとするもの。

(テーマ)

- ・高齢者の日常生活を支援するもの
(家事援助、外出支援、見守り、高齢者の閉じこもり予防のための居場所づくり等)
- ・高齢者の介護予防を推進するもの
- ・高齢者と子ども世代の世代間交流を推進するもの

なお、次に掲げるものは対象としない。

- ・施設整備又は備品購入のみの事業、借料損料のみの事業
- ・営利を目的とする事業
- ・事業の主たる部分を実質的に行わず、外部委託する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占める事業

4. 助成額

1件につき10万円を上限とし単年度の助成とする。(助成件数は全体で5件程度)

5. 助成対象経費

3.の助成対象事業を実施するために必要な以下の経費とする。

旅費、諸謝金、借料損料、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、保険料、消耗品費、材料費、燃料費

ただし、次に掲げる経費は対象としない。

- ・不動産購入経費
- ・事業に照らして不適切又は著しく高額である物品の購入経費
- ・福祉車両等の購入経費
- ・介護保険の各サービスと重複する経費
- ・海外渡航旅費

6. 事業の実施期間

助成決定の日から2020年3月31日までとする。

7. 応募期間

平成31年4月2日（火）～平成31年4月26日（金）【必着】

8. 応募方法等

別添「助成金要望書」（様式1～3）を作成し、推進機構の推薦状（別添 参考様式）を添付の上、センターに提出すること。（控えとして、手元に要望書のコピーを必ず保管すること）

9. 助成の決定

助成の採否については、センター内で審査し、予算の範囲内で決定の上、結果を文書にて通知する。文書は5月中旬に助成要望団体、推薦推進機構それぞれに送付する。

10. 助成金の支払い

助成決定の通知と併せて送付される別添「助成金概算払請求書」（様式4）をセンター宛に提出し、センターは、希望する月の末日までに、指定の銀行口座への振込により支払うこととする。

11. 完了報告書の提出

事業完了後にセンター宛に別添「助成事業完了報告書」（様式5～7）を提出すること。併せて、推薦を受けている推進機構へも事業完了報告書の写しを提出すること。

12. その他

事業の実施状況等について、事業実施期間中または完了後に、当センターの職員（推薦を受けた推進機構の職員が同行する場合もある）がヒアリング調査を実施いたしますので、その際にご協力をお願いいたします。

また、事業内容（活動写真や成果物等含む）について、当センターのホームページやブログ、情報誌等で公開をさせていただき、他、当センターの実施するアンケート調査等へのご協力をいただく場合がありますのでご了承ください。

13. 問合せ・送付先

〒105-8446 東京都港区西新橋3-3-1 KDX 西新橋ビル6階

一般財団法人 長寿社会開発センター 企画振興部：岡本・山登

TEL 03-5470-6753 / FAX 03-5470-6763

E-mail: m-okamoto@nenrin.or.jp （岡本）

※ 応募様式等（データ）をご希望の方はメールでお送りいたします。上記アドレス宛にメールをお送り下さい。